

## 階段・ろう下等の共用部分に私物を置かないでください!

通路・ろう下等の共用部分に自転車や植栽など私物を置くと、通行の邪魔になったり、思わぬ事故に繋がるおそれがあります。また、私物が置かれたままになっていると、災害時の避難や消防活動の妨げとなり、大変危険です。

最近、共用部分に置かれている私物に放火するなどのイタズラ行為が多発しています。私物を置いている方は**至急撤去**し、今後は物を置かないでください。



## 家賃の支払いについて ひとりで悩んでいませんか

那覇本社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃の納付に関する相談に応じています。

各出張所での相談も受け付けています。希望する場合は、事前に予約してください。

専門相談窓口 専用ダイヤル

☎098-917-1210

# けん えい じゅう たく 県営住宅だより

2023

春号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



第14号

## テーブルタップの 安全点検をしましょう

テーブルタップ(延長コード)は消耗品であり寿命があります。放置していると火災の発生原因になるため、点検を行ってください。異常があれば、新しいテーブルタップに交換しましょう。 ※テーブルタップの交換の目安は、3~5年です。

電源プラグのほこりは  
発火の原因!  
定期的にはこり掃除を



### 沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は除く)

※那覇本社窓口 8:30~16:00 (土日祝日・年末年始は除く)

令和4年8月より  
窓口の時間が変更  
になりました!

● 名義の変更や同居者の承認、緊急連絡人(連帯保証人)に関すること 例: 名義人の死亡、離婚、親族を同居させたい、 緊急連絡人(連帯保証人)の死亡、転職、住所や電話番号の変更	入居係 ☎098-917-2206
● 県営住宅退去、入居者の異動、減免申請、収入申告に関すること 例: 結婚や進学・就職によって団地から転出	収入調査係 ☎098-917-2435
● 駐車場に関すること 例: 車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等	駐車場係 ☎098-917-2437
● 家賃支払いに関すること	収納係 ☎098-917-2436
● 家賃滞納に関する相談・心配事	専門相談員 ☎098-917-1210
● 修繕の申込・相談、模様替えに関すること	施設整備係 ☎098-917-2438

各出張所も  
ご利用ください

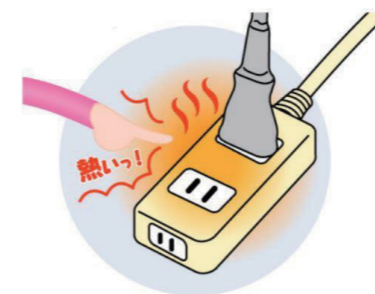
《 下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております 》

・名護出張所	☎0980-43-7970	FAX:0980-43-7971
・コザ出張所	☎098-988-7686	FAX:098-988-7687
・宜野湾出張所	☎098-917-6173	FAX:098-917-6174

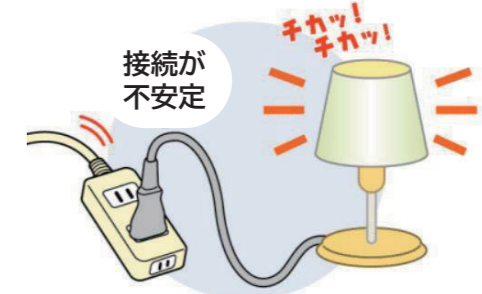
※修繕の受付について、月曜日および休日の翌日午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯にお電話いただきますよう、ご協力をお願いします。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いします。

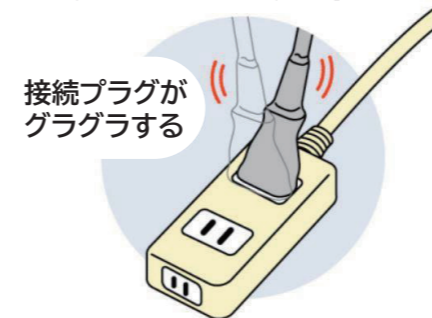
☑ テーブルタップ、コード、電源プラグは熱くなっていませんか?



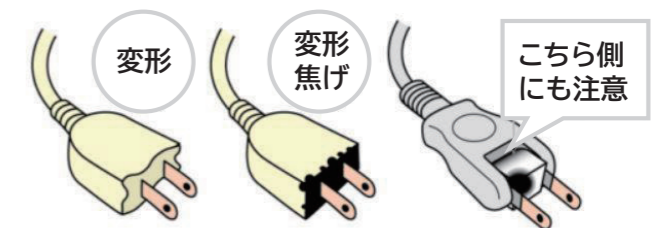
☑ コードを動かすと、使用中の器具が点いたり消えたりしませんか?



☑ 電源プラグの抜き差しがゆるくなっていませんか?



☑ 電源プラグの栓刃の根元が焦げたり、溶けたりしていませんか?



## 同居者に変更がある場合は申請が必要です

県営住宅では、同居者の人数に変動があった場合、申請手続きが必要となります。

### 新たに同居を希望するとき（県営住宅への転入）

新たに同居者を増やしたい場合は、同居承認申請の手続きが必要です。**承認を得たのちに同居（住所異動）**となるので、注意してください。

要件 ※詳しくはお問い合わせください。

- ・名義人からみて3親等以内の親族であること
- ・持家を所有していないこと（共有名義含む）
- ・収入基準を超えていないこと
- ・滞納がないこと

※世帯分離は認められていません。

※申請から承認まで1カ月程かかります。早めの相談・申請に、ご協力お願いします。

※世帯状況によって同居が認められない場合があります。同居希望のときは、必ず相談してください。

▶ 同居承認申請について  
入居係 ☎098-917-2206

### 同居者に異動があったとき（県営住宅から転出・出生・死亡）

同居者に異動があった場合は、役所への届出とは別に、住宅供給公社での手続きが必要です。家賃にも関わりますので、必ず手続きしてください。

▶ 同居者異動届について  
収入調査係 ☎098-917-2435

## 収入再認定について

以下の条件に該当し、家賃の認定医所得月額が減少した世帯は、家賃が見直される場合があります。なお、家賃の見直しは、申請月の翌月からの適用となります。

- ① 世帯の構成に変更があった場合（名義変更、同居承認、世帯員の転出手続きが必要です）
- ② 65歳以上で所得のある方が退職（廃業）した場合
- ③ 転職等をしたことにより、収入が減った場合
- ④ 特別控除等の申告漏れがあり、市町村で修正申告して認められた場合
- ⑤ 新たに障害者手帳等の交付を受けた場合

- ⑥ 個人事業主で新型コロナウイルス対策により、国・県・市から**事業者向け持続化給付金、感染拡大防止協力金等の給付金を受給し、一時的に所得が上がった場合**  
(令和5年度家賃決定に限る)

詳しくは収入調査係までお問い合わせください。収入調査係 ☎098-917-2435

## 名義人が死亡・退去（転出）した場合は、名義変更の手続きが必要です

県営住宅の名義人が、死亡または離婚・婚姻により退去、施設等へ入所（住所異動を伴うもの）し、同居している方が引き続き入居を希望する場合は、名義変更の手続きが必要となります。名義変更の承認が受けられない場合は、すみやかに県営住宅から退去しなければなりません。

名義変更申請は、以下の要件をいずれも満たす方に限ります。

### 要件1

名義変更の理由が、名義人の死亡、離婚、婚姻、施設入所などによる退去であること

### 要件2

新名義人となる方が、入居当初から同居している、または県の承認を得て名義人と1年以上同居している方で、次の(1)～(6)のいずれかに該当すること

- (1) 名義人の配偶者
- (2) 障害者の方がいる世帯（手帳の等級による）
- (3) ひとり親（母子・父子）世帯であり、18歳未満の子を養育している世帯
- (4) 生活保護を受けている世帯
- (5) 高齢者（60歳以上（名義人の死亡・退去時点での年齢））の単身世帯
- (6) 高齢者とその親族（配偶者、18歳未満の者、身体障害者および精神障害者等、60歳以上の者）のみで構成される世帯

### 名義変更が不可となる世帯

- ・申請者（新名義人）が、承認を受けて名義人と同居していた期間が1年に満たない場合
- ・名義変更後の世帯収入（認定月収）が、31万3千円を上回る場合
- ・家賃および共益費を滞納している世帯
- ・名義人および同居者が、不正の行為によって入居している時
- ・迷惑行為等、県営住宅明渡請求事由に該当する世帯

### 名義変更は、原則1回限りです

「将来への不安」「婚姻したため配偶者に名義を変えたい」といった理由では、名義変更できません。



問い合わせ先 入居係  
☎098-917-2206